

## 近畿厚生局長へ届出している事項

基本診療料【医科】			
A000 注16	初診料の注16に規定する 医療DX推進体制整備加算2	A234-5	報告書管理体制加算
A100 1 イ	一般病棟入院基本料 急性期一般入院料1	A236	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
A200 3	総合入院体制加算3	A236-2	ハイリスク妊娠管理加算
A205	救急医療管理加算	A237 1	ハイリスク分娩管理加算
A205-2	超急性期脳卒中加算	A242-2	術後疼痛管理チーム加算
A207 3	診療録管理体制加算3	A243 1	後発医薬品使用体制加算1
A207-2 1 口	医師事務作業補助体制加算1 口(20対1補助体制加算)	A243-2	バイオ後続品使用体制加算
A207-3 3	1急性期看護補助体制加算3 25対1急性期看護補助体制加算	A244 1	病棟薬剤業務実施加算1
A207-3 注2 ハ	急性期看護補助体制加算の注2に規定する ハ夜間100対1急性期看護補助体制加算	A245 2. 4	データ提出加算2及び4
A207-3 注3	急性期看護補助体制加算の注3に規定する 夜間看護体制加算	A246 1 注4. 7. 8	入退院支援加算1 注4・7・8に規定する(地域連携診療計画加算・入院時支援加算・総合機能評価加算)
A207-3 注4 イ	急性期看護補助体制加算の注4に規定する イ看護補助体制充実加算1	A247 2	認知症ケア加算2
A207-4 2 イ	看護職員夜間配置加算 2 イ看護職員夜間16対1配置加算1	A247-2	せん妄ハイリスク患者ケア加算
A219	療養環境加算	A248	精神疾患診療体制加算
A221	重症者等療養環境特別加算	A252	地域医療体制確保加算
A226-2	緩和ケア診療加算	A301-2 1	ハイケアユニット入院医療管理料1
A233-2	栄養サポートチーム加算	A301-2 注4	ハイケアユニット入院医療管理料注4に規定する 早期栄養介入管理加算
A234 1	医療安全対策加算1	A307 2	小児入院医療管理料2
A234 注2 イ	医療安全対策加算の注2に規定する 医療安全対策地域連携加算1	A307 注2	小児入院医療管理料の注2に規定する加算
A234-2 1	感染対策向上加算1	A307 注7	小児入院医療管理料の注7に規定する 養育支援体制加算
A234-2 注2	感染対策向上加算の注2に規定する 指導強化加算	A307 注8	小児入院医療管理料の注8に規定する 時間外受入体制強化加算
A234-2 注5	感染対策向上加算の注5に規定する 抗菌薬適正使用体制加算	A310 1	緩和ケア病棟入院料1
特掲診療料【医科】			
B001 9 注2	外来栄養食事指導料の注2に規定する基準	B005-10	ハイリスク妊産婦連携指導料1
B001 9 注3	外来栄養食事指導料の注3に規定する基準	B005-10-2	ハイリスク妊産婦連携指導料2
B001 12 注5	心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する 遠隔モニタリング加算	B008	薬剤管理指導料
B001 20	糖尿病合併症管理料	B009 注18 B009-2	診療情報提供料(Ⅰ)の注18に規定する検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
B001 22	がん性疼痛緩和指導管理料	B011-4 1	医療機器安全管理料1
B001 23 イ	がん患者指導管理料 イ 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合いその内容を文書等により提供した場合	B011-4 2	医療機器安全管理料2
B001 23 口	がん患者指導管理料 口 医師、看護師又は公認心理師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合	C152-2 1 D231-2	持続血糖測定器加算(間欠注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
B001 23 ハ	がん患者指導管理料 ハ 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合	C152-2 2	持続血糖測定器加算(間欠注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
B001 23 ニ	がん患者指導管理料 ニ 医師が遺伝子検査の必要性等について文書により説明を行った場合	D006-4	遺伝子学的検査の注1に規定する事項
B001 24	外来緩和ケア管理料	D006-18	BRCA1/2遺伝子検査
B001 27	糖尿病透析予防指導管理料	D010 8	先天性代謝異常症検査
B001 27 注4	糖尿病透析予防指導管理料の注4に規定する 高度腎機能障害患者指導加算	D023 10・11	HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
B001 29	乳腺炎重症化予防ケア・指導料	D026 注4 イ	検体検査判断料の注4に規定する イ 検体検査管理加算(Ⅰ)
B001 30	婦人科特定疾患治療管理料	D026 注4 ニ	検体検査判断料の注4に規定する ニ 検体検査管理加算(Ⅳ)
B001 34 イ	二次性骨折予防継続管理料1	D211-3 D211-4	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
B001 34 ハ	二次性骨折予防継続管理料3	D225-4	ヘッドアップティルト試験
B001 36	下肢創傷処置管理料	D235-2	長期継続頭蓋内脳波検査
B001-2-2 2	地域連携小児夜間・休日診療料2	D239-3	神経学的検査
B001-2-4	地域連携夜間・休日診療料	D258-3	全視野精密網膜電図
B001-2-5	院内トリアージ実施料	D291-2	小児食物アレルギー負荷検査
B001-2-6 注3	夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する 救急搬送看護体制加算1	第4部 通則5	画像診断管理加算2
B001-2-12 1	外来腫瘍化学療法診療料1	第4部 通則6・通則7	遠隔画像診断
B001-2-12 1 注8	外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する 連携充実加算	E200 E202	CT撮影及びMRI撮影
B001-3-2	ニコチン依存症管理料	E200 注4	CT撮影の注4に規定する 冠動脈CT撮影加算
B001-9 注3	療養・就労両立支援指導料の注3に規定する 相談支援加算	E202 注4	MRI撮影の注4に規定する 心臓MRI撮影加算
B002	開放型病院共同指導料	E202 注5	MRI撮影の注5に規定する 乳房MRI撮影加算
B005-6	がん治療連携計画策定料	E202 注7	MRI撮影の注7に規定する 小児科鎮静下MRI撮影加算
B005-6-2	がん治療連携指導料	F100 注6 F400 注5	処方料の注6と処方箋料の注5に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算
D005-8	肝炎インターフェロン治療計画料	第6部 通則6 イ	外来化学療法加算1

近畿厚生局長へ届出している事項

特 掲 診 療 料【医科】			
G020	無菌製剤処理料	K657-2 4	腹腔鏡下胃全摘術 4悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
H000 1	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	K664	医科点数表第2章10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む))
H001 1	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	K675-2	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
H002 1	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	K677 1	胆管悪性腫瘍手術 1臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの
H003 1	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	K695-2	腹腔鏡下肝切除術
H007-2	がん患者リハビリテーション料	K700-3	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
J001-10	静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)	K702-2	腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術
J007-2	硬膜外自家血注入	K719-3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
J017	エタノールの局所注入(甲状腺に対するもの)	K721-4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
J017	エタノールの局所注入(副甲状腺に対するもの)	K721-5	内視鏡的小腸ポリープ切除術
J038 注2 イ	人工腎臓の注2に規定する 導入期加算1	K740-2	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
J043-3 注4	ストーマ処置の注4に規定する ストーマ合併症加算	K773-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
第10部 通則20	周術期栄養管理実施加算	K773-6	腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
K022 1	組織拡張器による再建手術 1乳房(再建手術)の場合	K778-2	腹腔鏡下腎盂形成術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
K046 注	骨折観血的手術の注に規定する 緊急整復固定加算	K803-2	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
K081 注	人工骨頭挿入術の注に規定する 緊急挿入加算	K803-3	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
K181 K181-2	脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	K821-4	尿道狭窄グラフト再建術
K190 K190-2	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	K843-2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
K268 2 イ K268 6	緑内障手術 2流出路再建術Ⅰ眼内法及び6水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	K843-4	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる)
K268 7	緑内障手術 7濾過胞再建術(needle法)	K865-2	腹腔鏡下仙骨腔固定術
K388-3	内咽頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)	K865-2	腹腔鏡下仙骨腔固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
K400 3	喉頭形成手術 3甲状軟骨固定用器具を用いたもの	K877-2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
K476 注1	乳癌悪性腫瘍手術の注1に規定する 乳癌センチネルリンパ節加算1	K882-2	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
K476 注2	乳癌悪性腫瘍手術の注2に規定する 乳癌センチネルリンパ節加算2	K920-2 1	輸血管管理料 1 輸血管管理料Ⅰ
K476 8	乳腺悪性腫瘍手術 8乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)	K920-2	輸血管管理料の注2に規定する 輸血適正使用加算
K476 9	乳腺悪性腫瘍手術 9乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)	K939-3	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
K476-4	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)	K939-5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
K476-5	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)	L009	麻酔管理料(Ⅰ)
K520 4 K647-3 K665 2 K730 3 K731 3 K777 1 K792 1 K808 1 K858 1	内視鏡による縫合術・閉鎖術 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、 胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、 結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、 尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、 腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	L010 M000 注2 M000 注3	麻酔管理料(Ⅱ) 放射線治療管理料の注2に規定する 放射線治療専任加算 放射線治療管理料の注3に規定する 外来放射線治療加算
K508-4	気管支バルブ留置術	M001 2 注1	体外照射2高エネルギー放射線治療の注1に規定する基準
K514-7	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	M001 2 注2	体外照射2高エネルギー放射線治療の注2に規定する1回線量増加加算
K529-2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	M001 注4	体外照射の注4に規定する 画像誘導放射線治療加算
K597 K597-2	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	M001 注5	体外照射の注5に規定する 体外照射呼吸性移動対策加算
K600	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	M001-3 1	直線加速器による放射線治療(一連につき) 1定位放射線治療の場合
K627-2 4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術 4 側方	M001-3 注2 口	直線加速器による放射線治療の注2に規定する 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 ロその他
K645-3	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)	N006 注4 イ	病理診断料の注4に規定する イ病理診断管理加算1
K655-2 1	腹腔鏡下胃切除術 1単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	N006 注5	病理診断料の注5に規定する 悪性腫瘍病理組織標本加算
K655-2 3	腹腔鏡下胃切除術 3悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	O000 62	看護職員処遇改善評価料 62看護職員処遇改善評価料62
K655-5 1	腹腔鏡下噴門側胃切除術 1単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	O100	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
K655-5 3	腹腔鏡下噴門側胃切除術 3悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	O102 77	入院ベースアップ評価料 77入院ベースアップ評価料77
K657-2 1	腹腔鏡下胃全摘術 1単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)		
基本・特掲診療料【歯科】			
A000 2	地域歯科診療支援病院歯科初診料	D013	精密触覚機能検査
A000 注9	歯科外来診療医療安全対策加算2	H001-3	歯科口腔リハビリテーション料2
A000 注10	歯科外来診療感染対策加算3	M000-2	クラウン・ブリッジ維持管理料
A000 注11	歯科診療特別対応連携加算	M015-2 M015-3	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
A250	地域歯科診療支援病院入院加算	O000 注4	口腔病理診断管理加算1
B004-6-2	歯科治療時医療管理料	P100	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

入院時食事療養費に関する事項 ●本院では食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士により管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。  
●食堂加算